

# 五泉市公共工事環境配慮指針



水と緑を未来へ紡ぐ 人と地球にやさしいまち

せんと  
泉都ごせん

平成22年3月

## はじめに

都市の急速な発展に伴い、市民生活の基盤となる社会インフラ整備を進める公共工事は重要な役割を担ってきました。また、近年では情報化、少子高齢化などの社会情勢の進展から、公共工事においても高度化、多様化する市民ニーズへの対応が求められています。

一方、地球温暖化や廃棄物問題の深刻化を背景として、市民の環境保全意識は一層の高まりを見せています。

このような状況において、社会資本を整備する公共工事は、自然環境の改変など、様々な環境負荷を発生させる可能性があることから、市民の関心も高く、実施にあたっては、可能な限り環境への負荷を低減したうえで、市民の理解及び社会的合意形成に努めていく必要があります。

これらを踏まえ、本指針は、公共工事における環境配慮の基本的な指針として、工事の計画から設計、施工に至る各段階において環境への影響を検討し、実施すべき配慮事項について取りまとめたものです。

また、本指針は、公共工事における環境負荷の低減に関して、PDCA サイクルに則った継続的改善を進めていきます。

平成22年3月

## 1 目的

本指針は、五泉市が実施する公共工事における環境配慮の基本となるものであり、環境に対する負荷を継続的に低減することを目的としています。

## 2 基本方針

本指針は、五泉市環境基本計画における基本目標及び五泉市環境経営システムエコアクション2.1の環境方針を基本方針として、下記のとおり環境配慮事項を設定しています。

### (1) 環境基本計画における基本目標に基づく事項

基本目標	配慮すべき事項
豊かな自然と風土を育み、未来へ継承するまちづくり	里山、親水空間等の保全と創造
	野生動植物保護対策の充実
	自然・歴史景観の保護と創造
きれいな水と大地、さわやかな空気のもとで、穏やかに暮らせるまちづくり	快適で人にやさしい生活空間の確保
	緑化の推進
	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭など公害の防止
全ての物を健全に循環させ、資源を大切にす環境負荷の少ないまちづくり	廃棄物の適正処理と5Rの普及促進
	グリーン購入の推進
	不法投棄の撲滅
次世代のために地球環境の保全に貢献するまちづくり	地球温暖化の防止
	省エネルギーの推進と新エネルギーの導入
	オゾン層の保護と酸性雨の防止

( 2 ) エコアクション 2 1 における環境方針に基づく事項

基 本 理 念	基 本 方 針
<p>五泉市民は、美しく豊かな自然の恵みの中で、歴史と文化を築き上げてきました。しかし、今日の社会経済活動は生活を豊かにする一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とするもので、これに基づくライフスタイルの変化などが見られます。その結果、地域の環境はもとより、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量が増加し、地球温暖化が急速に進行しています。良好な環境を将来の世代に引き継ぐことが使命として求められる中で、五泉市は、職員一丸となって温暖化対策の推進や資源循環型社会の構築などに積極的に取り組み、市民、事業者とも一体となって、環境に負荷をかけないまちづくりを進めていきます。</p>	<p>事務事業全般において、省資源・省エネルギーを実践し、電気、化石燃料及び水の使用量削減を徹底します。</p>
	<p>5 R ( Reduce = 廃棄物の減少・Reuse = 再利用化・Recycle = 再資源化・Repair = 修理・Refuse = 廃棄物のもとを断つ ) 及びグリーン購入を積極的に推進します。</p>
	<p>五泉市環境基本計画に基づく環境を保全及び創出する施策を計画的かつ積極的に推進し、環境負荷の低減に努めます。</p>
	<p>職員に対する環境教育を徹底し、意識の向上を図ります。</p>

3 適用範囲

本指針は、五泉市が発注する全ての工事について適用することとし、環境配慮事項は、技術的、経済的に困難な場合を除き確実に履行するものとします。  
 ただし、災害復旧事業については、本指針の適用を除外することができるものとします。

4 運 用

本指針は、公共工事全体におけるの配慮【全体配慮】と工事の計画及び設計、施工の各段階におけるの配慮【個別配慮】により運用します。

( 1 ) 公共工事全体におけるの配慮【全体配慮】

グリーン購入の推進

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)及び五泉市グリーン購入基本方針に基づき、公共工事におけるグリーン購入に努めます。

【参考】五泉市グリーン購入基本方針における公共工事関連の特定調達品目

分類	品 目 名	
	(品目分類)	(品目名)
資 材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土
		土工用水砕スラグ
	地盤改良材	鋼スラグを用いたケーソン中詰め材
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
	コンクリート用スラグ骨材	地盤改良用鉄鋼スラグ
		高炉スラグ骨材
		フェロニッケルスラグ骨材
		鋼スラグ骨材
	アスファルト混合物	電気炉酸化スラグ骨材
		再生加熱アスファルト混合物
	路盤材	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
		鉄鋼スラグ混入路盤材
	小径丸太材	再生骨材等
	混合セメント	間伐材
		高炉セメント
	セメント	フライアッシュセメント
		エコセメント
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
	鉄鋼スラグ水和固定体	鉄鋼スラグブロック
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	塗料	下塗用塗料(重防食)
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)
		再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)
	園芸資材	バーク堆肥
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)
	道路照明	環境配慮型道路照明
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	タイル	陶磁器質タイル
	建具	断熱サッシ・ドア
	製材等	製材
		集成材
		合板
		単板積層材
	フローリング	フローリング
	再生木質ボード	パーティクルボード
		繊維板
		木質系セメント板
	ビニル系床材	ビニル系床材
	断熱材	断熱材
	照明機器	照明制御システム
	変圧器	変圧器
	空調用機器	吸収冷温水機
氷蓄熱式空調機器		
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		
送風機		
ポンプ		
配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	
衛生器具	自動水栓	
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
	水洗式大便器	
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
建設機械	排出ガス対策型建設機械	
	低騒音型建設機械	
	建設発生土有効利用工法	
工法	建設汚泥再生処理工法	
	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	
舗装(路盤)	路上再生路盤工法	
	法面緑化工法	
法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	目的物	排水性舗装
舗装	透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化

\*調達目標は、「積極的な調達に努める」とします。

## 建設リサイクルの徹底

北陸地方建設リサイクル推進計画2008(北陸地方建設副産物対策連絡協議会策定)に基づき、公共工事におけるリサイクルの徹底に努めるとともに、目標の達成を目指します。

### 【参考】北陸地方建設リサイクル推進計画2008の目標値

対象品目	指 標	H17実績	H22目標 (中間目標)	H24目標	H27目標
コンクリート塊	再資源化率	98.6%	98%以上	98%以上	98%以上
アスファルト・ コンクリート塊		98.0%	98%以上	98%以上	98%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	60.4%	71%	75%	80%
建設発生木材		92.7%	95%	95%以上	95%以上
建設汚泥		89.1%	93%	94%	96%
建設廃棄物全体		95.7%	96%	96%	96%以上
建設混合廃棄物	排 出 量	9.5万 t	7.1万 t (H17比-25%)	6.6万 t (H17比-30%)	5.7万 t (H17比-40%)
建設発生土	有効利用率	78.6%	83%	85%	89%

#### 《再資源化率》

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

(再使用量 + 再生利用量) / 排出量

建設発生木材

(再使用量 + 再生利用量 + 熱回収量) / 排出量

#### 《再資源化・縮減率》

建設発生木材

(再使用量 + 再生利用量 + 熱回収量 + 焼却による減量化量) / 排出量

建設汚泥

(再使用量 + 再生利用量 + 脱水等の減量化量) / 排出量

#### 《有効利用率》

建設発生土

土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量 / 排出量

ただし、利用量には現場内完結利用を含む現場内利用量を含む

## 関連法規の遵守

公共工事に関連する環境法規の遵守を徹底します。

### 【参考】公共工事関連環境法規の一覧

主 な 法 規 等
環境基本法
循環型社会形成推進基本法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）
大気汚染防止法
騒音規制法
水質汚濁防止法
悪臭防止法
振動規制法
地球温暖化対策の推進に関する法律
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
五泉市環境基本条例
五泉市自然環境保全条例
五泉市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例
五泉市公害防止条例

#### （２）工事の計画及び設計、施工の各段階における配慮【個別配慮】

計画及び設計、施工の各段階において、500万円以上の工事については、別紙環境配慮事項チェックリストにより可否を確認します。

また、チェックリストに基づく本指針の運用状況等については、五泉市公共工事環境配慮推進委員会に報告します。

なお、各段階における具体的な配慮事項は下記のとおりとします。

##### 計画段階

環境への影響回避という観点においては、計画段階での検討が最も効果的である点を踏まえ、十分な検討を行ったうえで、設計及び施工段階へ反映させます。

##### 設計段階

計画段階における環境配慮事項の実現に向けて、より詳細な検討を実施したうえで、特に建設リサイクルの推進に重点を置くとともに、施設等の長寿命化に配慮した設計に努めます。

##### 施工段階

計画・設計段階における環境配慮事項に適合した施工計画を立案するとともに、工事関係者に対し適切な指導及び監督を行い、環境配慮に向けて一体となった施工を実施します。

## 5 改 定

本指針は、社会状況等の変化、もしくは、運用状況等により改定が必要と認められた場合は、五泉市公共工事環境配慮推進委員会の承認を得て改定します。

## 6 その他

本指針の運用にあたって必要な事項は別に定めます。

## 7 適用期日

本指針は、平成 22 年 4 月 1 日から適用します。

環境配慮事項チェックリスト【土木工事関係】

事業名・工事名		環境配慮事項の取り組み内容					
環境配慮事項		配慮の段階			環境配慮事項の取り組み内容		
		計 画	設 計	施 工	該 当 の 有 無	履 行 可	履 行 不 可
<b>1. 豊かな自然と風土を育み、未来へ継承するまちづくり</b>							
(1)	貴重な自然環境等保全対象の把握に努める。						
(2)	自然環境の著しい改変を伴う開発の回避に努める。						
(3)	回避が困難な場合、自然環境並びに野生生物の生息環境等に対し影響の少ない構造や代替措置に努める。						
(4)	生態系の保全のため、自然環境の復元や代替地の創出に努める。						
(5)	地域特有の優れた景観の保全及び形成に努める。						
(6)	構造物や仮設物の構造及び形態、色彩等について、周辺環境との調和に努める。						
<b>2. きれいな水と大地、さわやかな空気のもとで、穏やかに暮らせるまちづくり</b>							
(1)	緑化に際しては、郷土種の採用や自然環境の多様性を高める樹種構成などを検討する。						
(2)	透水性舗装の積極的な導入や植栽面積の確保等により、自然の水循環に配慮する。						
(3)	粉じんの発生及び飛散防止に努める。						
(4)	騒音及び振動の発生に配慮した工法や建設機械、建設設備を採用する。						
(5)	悪臭の発生防止に努める。						
(6)	工事車両による周辺環境への影響回避に努める。						
<b>3. 全ての物を健全に循環させ、資源を大切にす環境負荷の少ないまちづくり</b>							
(1)	建設廃棄物の排出抑制に努める。						
(2)	建設廃棄物の再資源化を図るとともに、再資源化が困難なものについては適正処理する。						
(3)	建設発生土等の排出抑制、有効利用、適正処理に努める。						
(4)	伐採木及び伐根類の再資源化、有効利用を図る。						
(5)	建設廃棄物から再資源化された資材を率先して利用する。						
(6)	構造物の長寿命化及び維持管理の低減に努める。						
<b>4. 次世代のために地球環境の保全に貢献するまちづくり</b>							
(1)	県内産木材の使用など地域の自然素材の活用に努める。						
(2)	高効率機器、省エネルギー設備の導入に努める。						
(3)	省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用に努める。						
(4)	新エネルギーの有効活用等に配慮した設備や技術の導入に努める。						
(5)	省エネルギー型、低公害型の建設機械及び車両の採用に努める。						
(6)	フロンを使用する工法を避ける。						
		10	22	17	0	0	0

<b>工事箇所（所在地）</b>	<b>記入年月日</b>
<b>所属名（課・係）</b>	
<b>特に環境保全に配慮した又は効果のあった事項</b>	

## 環境配慮事項チェックリスト【建築工事関係】

事業名・工事名		配慮の段階			環境配慮事項の取り組み内容			
環境配慮事項		計 画	設 計	施 工	該 当 の 有 無	履 行	履 行 不 可	該当の有無、履行の内容等について 特記すべき事項
<b>1. 豊かな自然と風土を育み、未来へ継承するまちづくり</b>								
(1)	貴重な自然環境等保全対象の把握に努める。							
(2)	大規模な土地の改変の回避に努める。							
(3)	貴重な動植物の生息・生育環境の積極的な保全に努める。							
(4)	建築物・構造物は周辺環境との調和を図るとともに、周囲の緑化に配慮するなど、良好な景観形成に努める。							
(5)	在来種の活用や構造物の覆土等により、地域特有の自然環境の復元に努める。							
<b>2. きれいな水と大地、さわやかな空気のもとで、穏やかに暮らせるまちづくり</b>								
(1)	駐車車両、室外機等による近隣への騒音及び振動の防止に努める。							
(2)	樹木等の存置や移植、現存植生を考慮した植栽などにより、積極的な緑の保全と緑化に努める。							
(3)	節水型機器や排水再利用及び雨水利用設備の採用に努め、水資源の有効利用に配慮する。							
(4)	雨水の地下浸透に配慮した施設整備に努める。							
(5)	日照障害、電波障害、風害の防止に努める。							
(6)	粉じんの発生及び飛散防止に努める。							
(7)	騒音及び振動の発生に配慮した工法や建設機械、建設設備を採用する。							
<b>3. 全ての物を健全に循環させ、資源を大切にす環境負荷の少ないまちづくり</b>								
(1)	建設資材廃棄物の排出抑制に努める。							
(2)	建設資材廃棄物の再資源化を図るとともに、再資源化が困難なものについては適正処理する。							
(3)	建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用する。							
(4)	建設発生土等の排出抑制、有効利用、適正処理に努める。							
(5)	建築物の長寿命化及び維持管理の低減に努める。							
(6)	将来においての環境変化に対応するため、建築物のフレキシビリティの確保に努める。							
<b>4. 次世代のために地球環境の保全に貢献するまちづくり</b>								
(1)	県内産木材の使用など地域の自然素材の活用に努める。							
(2)	省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用に努める。							
(3)	自然採光、自然通風を活用し、照明及び冷房、換気に対する負荷の低減に努める。							
(4)	建築物の向きや形状、室配置を工夫し、日射の軽減及び活用と除排雪負荷の低減に努める。							

環境配慮事項	配慮の段階			環境配慮事項の取り組み内容			
	計画	設計	施工	該当の有無	履行	履行不可	該当の有無、履行の内容等について特記すべき事項
(5) 高断熱の材料及び工法などを採用し、熱負荷の低減に配慮する。							
(6) 自然エネルギーを電気や熱源等に有効活用できる設備の導入に努める。							
(7) 屋上や外壁等の植物緑化に努める。							
	15	24	15	0	0	0	

工事箇所（所在地）	記入年月日
所属名（課・係）	
特に環境保全に配慮した又は効果のあった事項	



## 五泉市公共工事環境配慮指針

平成22年3月

編集・発行 五泉市環境保全課

〒959-1692 五泉市太田 1094 番地 1

TEL 0250-43-3911 FAX 0250-41-0006

E-mail [kankyo@city.gosen.lg.jp](mailto:kankyo@city.gosen.lg.jp)